

陳情第 12 号

平成 27 年 11 月 10 日

美郷町議会

議長 高橋 猛 様

大仙市大曲若葉町 2-60

大曲仙北革新統一懇談会

筆頭代表世話人 村上美智夫



安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の

意見書提出を求める陳情について

平成 27 年 9 月 19 日、安全保障関連 2 法案が可決され、成立しました。この法律は、歴代の自由民主党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料を補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などが盛り込まれた内容となっており、憲法九条を破壊する内容となっている。多くの憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁長官、法律家らが違憲性を述べるなど、憲法違反の法律であることが明らかです。

また、国会審議の中で自衛隊の内部文書が明らかになり「軍軍間の調整所の設置」や『南スーダンの PKO 活動での駆けつけ警護の実施』など、国会にも国民にも示されないまま、安全保障関連法の成立を前提とした詳細な部隊運用計画が作成されていたことは、極めて重大な事態です。安保法制の狙いは、紛れもなく日本の軍国主義復活です。

この法案に対し、戦争体験者や全国各地の大学人からは、反対声明やアピールが相次ぎ発表されました。さらに、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性たちからも「勝手に決めるな」「戦争はさせない」等と声があがるなど、地域や世代を超えて反対運動が展開されました。

また、法律成立後の世論調査では、法律が成立してもなお国民の反対が過半数を超え、「国会での議論が尽くされていない」、「国民の理解を得ようとする努力が不十分だった」は 70% を超える数値になっています。

憲法第 98 条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第 99 条の規定で大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課していることから、憲法違反の戦争につながる安全保障関連 2 法は廃止すべきです。

つきましては、貴議会において上記の事項を内容とする「意見書」を内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、法務大臣、防衛大臣、内閣法制局長官など、政府関係機関に提出してくださるよう陳情いたします。

